

## 第1章 計画の策定にあたって

本市の公共図書館は、昭和16年(1941年)に上山満之進翁(※1)の寄附により市立三哲文庫(※2)として開館して以来、昭和21年(1946年)に、三哲文庫は防府図書館と改称、昭和56年(1981年)7月に桑山に二代目図書館を新築移転後、平成18年(2006年)11月にルルサス防府3階に全面移転し、令和3年(2021年)に図書館開館80周年を記念して、「三哲文庫」を通称名としました。

### 【計画の趣旨】

図書館は、生涯学習の中核施設として重要な役割を果たすため、これまで本館以外にもサービスの拠点を置き、地域文庫や貸出文庫を開始しました。また、平成23年(2011年)には、車いす用リフトと本館・移動図書館同時更新システムを搭載した移動図書館車(※3)を市内に巡回させ、令和4年(2022年)10月には電子図書館(※4)が開館するなど、市内全域へ図書館サービスを提供してまいりました。

図書館サービス計画は、平成24年(2012年)に文部科学省が告示した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、図書館事業の基本的な運営方針について、社会の変化や地域の実情に応じて策定するものとされています。

少子高齢化の深刻化、生成A I(※5)を含むデジタル技術の進展等により、市民が求める図書館サービスのあり方が変化していく中でも、市民とともに、市民のウェルビーイング(Well-being)(※6)の向上を目指して、さらなるサービスの拡充を図り、本市の教育・文化の振興に寄与するため、「第3次防府市図書館サービス振興基本計画」を策定することとしました。

## 【計画の理念】

日本国憲法は、民主主義国家の必須条件である基本的人権の保障を掲げ、すべての国民に、思想及び良心の自由、表現の自由、学問の自由等を保障しています。

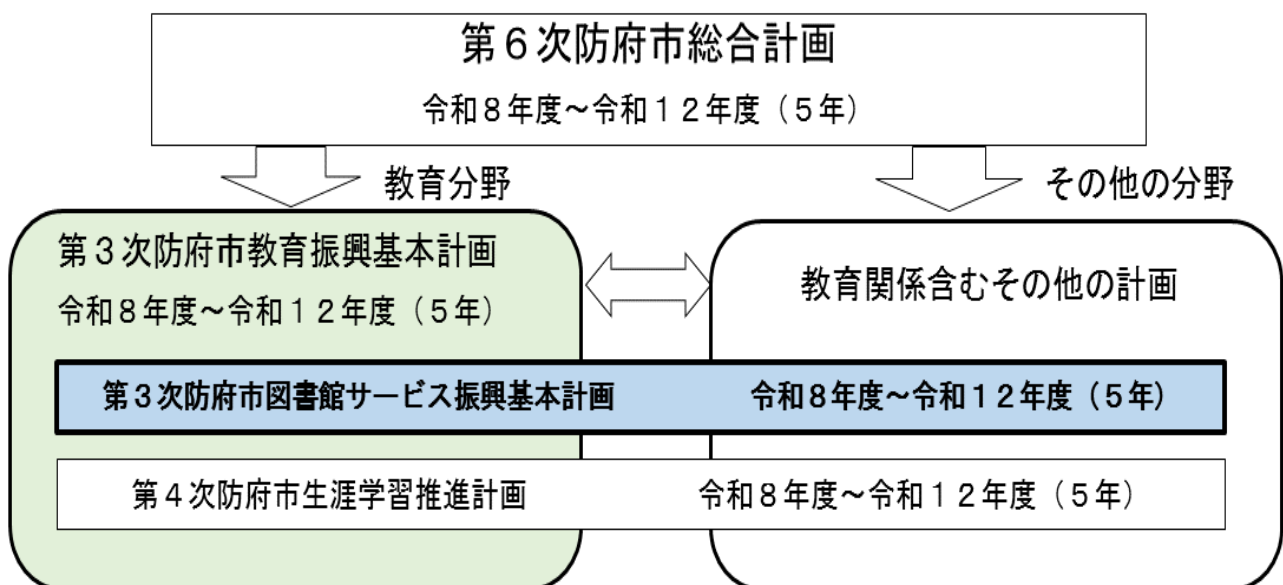
日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」は、日本国憲法に則り、その主文の中で「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由を持つ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする」と掲げ、具体的な事項を示しています。

国立国会図書館の設立理念である「真理が我らを自由にする」という言葉にも相通ずる「図書館の自由に関する宣言」の主文は、市民の知の宝庫たる公共財を目指す公立図書館の拠り所となるものです。

防府図書館では、普遍の「真理」と「図書館の自由」の精神を元に、「私たちの目指す図書館像－防府図書館の任務と目標－」を平成18年に制定しており、図書館サービスに係る7つの主文と18の事柄(46ページに掲載)は、第3次計画においても引き続き計画の基本理念とします。

## 【計画の位置付け】

本計画は、「第6次防府市総合計画」及び「第3次防府市教育振興基本計画」を上位計画とした計画であり、図書館のサービスを推進するための総合的かつ体系的な指針として、基本的な図書館事業の方向性を示すものです。



## 【計画の期間】

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

なお、計画期間内は、毎年度、事業の取組状況について、点検・評価を行い、次年度以降の事業に反映させます。

## 【計画の対象】

すべての図書館利用者



三哲文庫防府市立防府図書館（ルルサス防府3階）

## 【計画とSDGs(※7)との関係】

SDGsとは、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている世界共通の持続可能な開発目標のことです。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲットから構成されています。

本計画には、SDGsの17の目標のうち、主に3つの目標が関わっています。



# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



**目標1【貧困】**  
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



**目標3【保健】**  
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



**目標5【ジェンダー】**  
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



**目標7【エネルギー】**  
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



**目標9【インフラ、産業化、イノベーション】**  
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



**目標11【持続可能な都市】**  
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



**目標13【気候変動】**  
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



**目標15【陸上資源】**  
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を防止する



**目標17【実施手段】**  
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



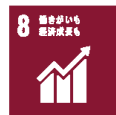
**目標2【飢餓】**  
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



**目標4【教育】**  
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



**目標6【水・衛生】**  
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



**目標8【経済成長と雇用】**  
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



**目標10【不平等】**  
国内及び各国家間の不平等を是正する



**目標12【持続可能な消費と生産】**  
持続可能な消費生産形態を確保する



**目標14【海洋資源】**  
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



**目標16【平和】**  
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

資料：外務省「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」